

戸塚区公告第138号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、国民健康保険法第78条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年9月11日

横浜市戸塚区長 白井 正和

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	別紙のとおり
送達する 書 類 名	令和8年度国民健康保険料額通知書	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

	氏名又は名称	通知年月日
1	ZAW MYO KO	令和8年8月13日
2	石橋 寿	令和8年8月27日
3	出口 泰亮	令和8年8月27日
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		